

## 津市地域防災計画「津波対策編」(案)について

### 1 目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、津波対策の強化が求められる中、東海地震及び東南海・南海地震などの大規模地震に伴い発生する津波への本市の対策強化を目的に、津市地域防災計画「津波対策編」(案)を作成しました。

今後、当該案を基に、関係機関等の意見を反映した上、災害対策基本法第42条の規定に基づき、津市防災会議を開催し、新たな対策編としての策定に向け取組を進めます。

### 2 津波対策編(案)の概要

#### (1) 背景

本市においては、これまでから津市地域防災計画「震災対策編」及び「風水害等対策編」を策定し、防災対策の推進を図ってきたところですが、東日本大震災を受け、現段階で可能な対策として、新たに津市地域防災計画「津波対策編」の策定に取り組んでいるものです。

#### (2) 構成と要旨

当該案については、主に、総則、被害想定、予防計画、応急対策計画等で構成しており、現在、国や県等から示されている東海、東南海・南海地震に係る被害想定(マグニチュード8.7)を基本に、情報伝達体制、市民等への防災啓発、津波からの避難体制等、津波対策として必要な事項を定めています。(1-参考2参照)

また、津波の被害想定については、今後、国等において検討がされる見込みであり、これらと整合を図った対策が必要となることから、国等の方針が具体的に示された後に、更なる対策の強化を図り、必要な見直しを行います。

### 3 津市地域防災計画「津波対策編」(案)

1-参考3のとおり

### 4 今後のスケジュール

平成23年11月中 パブリックコメントの実施(期限11月30日)  
関係機関との協議・調整

平成23年12月上旬 津波対策編 最終案のとりまとめ  
12月下旬 津市防災会議の開催  
津波対策編の策定  
三重県への報告

## 津波対策編（案）の構成と要旨

### <第1章 総則>

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の基本方針
- 第3節 計画の構成
- 第4節 計画の修正
- (要旨) 計画の目的、基本的な考え方等に関する事項

### <第2章 津波の被害想定等>

- 第1節 基本的な考え方
- 第2節 津波の被害想定結果
- (要旨) 被害が最も甚大かつ深刻であると考えられる東海・東南海・南海地震が同時発生した場合（M8.7）の被害想定に関する事項

### <第3章 津波災害予防計画>

- 第1節 津波から防護するための施設の整備等
- (要旨) 海岸保全施設の整備推進及び点検、操作体制の整備等
- 第2節 情報伝達体制の整備
- (要旨) 津波や避難に係る情報伝達体制（同報系防災行政無線等）の整備等
- 第3節 津波予防対策の推進
- (要旨) ハザードマップの作成・充実、地域の津波避難計画作成支援、津波避難ビルの指定推進、防災訓練の推進等
- 第4節 防災意識・防災知識の普及
- (要旨) 市民等への防災知識の普及、防災マップ等による市民等への事前周知等

### <第4章 津波災害応急対策計画>

- 第1節 活動体制の確立
- (要旨) 地震・津波発生時における災害対策本部の体制（設置・組織等）
- 第2節 津波に関する情報等の収集・伝達
- (要旨) 津波警報等の内容、伝達系統、市民等への情報伝達等
- 第3節 監視・警戒体制
- (要旨) 海岸堤防や防潮扉、樋門等の巡視、操作の実施等
- 第4節 津波避難対策
- (要旨) ・津波時の避難勧告・指示の発令基準、伝達方法
- ・市民等の避難行動、津波避難ビルへの一時避難等
- ・津波時における避難所の開設等

### <第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止>

- 第1節 東南海・南海地震が時間差発生する場合の対応
- (要旨) 東南海・南海地震の時間差発生に係る市民への啓発、避難の検討

# 津市地域防災計画

〔津波対策編〕

(案)

# 津市地域防災計画

## 〔津波対策編〕

### 目次

第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の基本方針.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第4節 計画の修正.....	1
第2章 津波の被害想定等.....	3
第1節 基本的な考え方.....	3
第2節 津波の被害想定結果.....	3
第3章 津波災害予防計画.....	5
第1節 津波から防護するための施設の整備等.....	5
第2節 情報伝達体制の整備.....	6
第3節 津波予防対策の推進.....	8
第4節 防災意識・防災知識の普及.....	10
第4章 津波災害応急対策計画.....	12
第1節 活動体制の確立.....	12
第2節 津波に関する情報等の収集・伝達.....	13
第3節 監視・警戒体制.....	17
第4節 津波避難対策.....	18
第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止.....	22
第1節 東南海・南海地震が時間差発生する場合の対応.....	22
資料集 1 被害想定.....	23
2 津波避難ビル指定一覧.....	25
3 津波浸水予測地域内の避難所一覧.....	26
4 津波浸水予測図.....	27

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

大規模地震災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海特措法」という。）が制定され、第3条第1項の規定に基づき、平成15年12月17日付けで、津市は東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定されました。

東南海・南海地震は、わが国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波災害が甚大なこと、③時間差をおいて二つの巨大地震が発生する可能性があること等があげられます。

また、いつ起こってもおかしくないとされている東海地震と東南海・南海地震が同時に発生する可能性もある等、今世紀前半にも発生することが懸念されています。

このため、津市は国、県、指定公共機関、防災関連機関、地域住民等の様々な主体との連携を図り、効果的な防災対策を計画的に推進する必要があります。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条及び東南海特措法第6条第1項の規定に基づき、東海地震、東南海・南海地震を始めとする大規模地震災害に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、これにより津波災害対策を総合的かつ計画的に推進し、津市の地域と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

## 第2節 計画の基本方針

この計画は、東南海特措法第6条第1項に規定する東南海・南海地震防災対策推進計画を含むものであり、津波による被害の発生を防止又は軽減するために、市及びその他の防災関係機関並びに市民のとるべき必要な措置等の基本的事項について定めるものです。

## 第3節 計画の構成

津市地域防災計画は、風水害等対策編、震災対策編、津波対策編及び資料編で構成し、津波対策編は、津波対策に係る必要な計画を定めるものであり、これに定めのない災害対策に係わる事項については、震災対策編の定めるところによります。

## 第4節 計画の修正

本計画は、法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは修正します。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行います。

- 1 市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正案を作成します。

- 2 市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定します。
- 3 市防災会議は、作成した防災計画修正案について法第 42 条第 3 項の規定により県知事へ報告するとともに、市民等にその要旨を公表します。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとその実現を図ります。

## 第2章 津波の被害想定等

### 第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震、津波は、南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震及び地殻上部の活断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震です。

ここでは、本市に被害を及ぼした既往地震で、津波を伴い、その被害が最も甚大で、かつ深刻であると考えられる東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合の想定結果に基づき、防災関係機関と市民等が一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとします。

また、本計画は、東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合を基本としますが、東南海地震と南海地震が時間差で発生した場合における被害状況も考慮し、地震対策を推進するものとします。

### 第2節 津波の被害想定結果

#### 1 東海・東南海・南海地震（同時発生 M8.7）の被害想定

三重県が作成した三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成17年3月）及び東海・東南海・南海地震に係る津波シミュレーション結果（平成16年3月）によると、東海・東南海・南海地震が同時発生した場合、地震の規模を示すマグニチュードは8.7と想定されており、三重県南部を中心に震度6強以上の強い揺れと大津波が到達する等、甚大な被害の発生が想定されています。

本市沿岸部においても、津波が来襲することが予想されており、本市における東海・東南海・南海地震（M8.7）に伴う津波による被害想定は次のとおりです。

##### (1) 津波高と津波到達時間

地 点	0.5mの津波が到達する時間	最 大	
		最高津波高（満潮時）	津波到達時間
津市河芸町中ノ川	約71分	2.63m	143分
津市岩田川	約66分	2.89m	145分
津市香良洲町雲出川	約57分	3.16m	138分

※ 三重県が実施した東海・東南海・南海地震に係る津波シミュレーション結果（平成16年3月）より

##### (2) 人的被害想定結果（津波による死者数）

海岸保全施設あり ※ 海岸保全施設が機能した場合			海岸保全施設なし ※ 揺れにより海岸保全施設が損傷し機能しなかった場合		
早朝	午後	夕方	早朝	午後	夕方
1	0	0	134	50	66

※ 三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成17年3月）より

(3) 海水浴客の被害想定結果

浸水範囲内人口 (人)	堤内地死者数 (人)	死者率 (%)	海水浴客数 (人)	死者数 (人)
58,843	50	0	4,355	4

※ 三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年 3 月）より

(4) 建物被害想定結果

海岸保全施設あり				海岸保全施設なし			
全壊 棟数	半壊 棟数	軽微 棟数	床下 浸水	全壊 棟数	半壊 棟数	軽微 棟数	床下 浸水
3	51	49	60	484	364	15,425	24,871

※ 三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年 3 月）より

## 2 他の被害想定への対応

本計画で示す被害想定は、三重県地域防災計画被害想定調査報告書(平成 17 年 3 月)等に基づき、東海・東南海・南海地震（同時発生）の規模をマグニチュード 8.7 と想定し、当面の間はこれへの対策を強化していきます。

また、今後、国や県等において新たな被害想定が示され、発生頻度は極めて低いものの、さらに大きな規模の地震への対応が必要となった場合については、本計画で定める対策等を基本に、更なる対策の強化を図り、本計画の修正を行います。

## 第3章 津波災害予防計画

- 東海地震、東南海・南海地震が発生した場合、本市沿岸部においても津波が来襲することが想定されるため、津波発生時又は発生のおそれがある場合の早急な情報伝達、適切な措置を講じる体制を確立します。
- 地震発生後、短時間で来襲するなどの津波に関する防災思想を普及します。

### 第1節 津波から防護するための施設の整備等

- 津波被害の防止及び軽減を図るため、河川・海岸保全施設を整備するとともに、非常時の操作が円滑に行われるよう防潮堤、水門、樋門等の点検整備を推進します。



#### 1 河川・海岸保全施設の整備

河川、海岸等の施設管理者は、津波による被害の発生を防止し又は軽減することにより円滑な避難を確保するため、堤防の計画的な補強・整備、防潮扉及び水門等の自動化等、必要な施設整備を推進します。

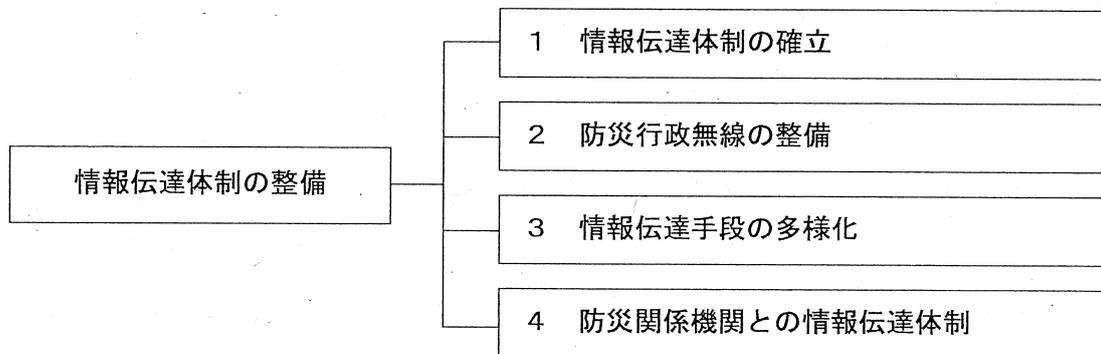
また、市は、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震を想定し、海岸保全施設における耐震性の向上、津波や液状化対策等による安全性の確保について、施設管理者に要望し、海岸保全施設の整備促進に努めます。

#### 2 河川・海岸保全施設の点検等

各施設管理者は、津波発生時に迅速な対応ができるよう、堤防の耐震性の点検や防潮扉、水門、樋門等の点検を定期的に行うとともに、防潮扉、水門、樋門等の閉鎖を迅速かつ的確に行う体制を整備します。

## 第2節 情報伝達体制の整備

- 津波の発生及び避難の必要性等を緊急に伝達できる情報通信体制を整備し、津波による人命被害の防止・軽減を図ります。



### 1 情報伝達体制の確立

市は、市民等が津波から迅速に避難できるよう、津波警報等の伝達手段として、同報系防災行政無線、サイレン、半鐘等多数の伝達手段の確保に努めます。

また、多数の出入が予想される海岸及び港湾の施設の管理者に対し、観光客や漁業従事者等への情報伝達体制を確立するよう周知を図ります。

### 2 防災行政無線の整備

市は、地震災害により有線が途絶した場合においても、市民等への迅速な情報伝達が可能となるよう、同報系防災行政無線の整備を推進します。

### 3 情報伝達手段の多様化

市は、津波警報等の伝達手段として、次に示す情報伝達手段を始めとする多数の伝達手段の確保に努めるとともに、市が整備する防災情報配信システム（メール及びファックス）の利用促進を図ります。

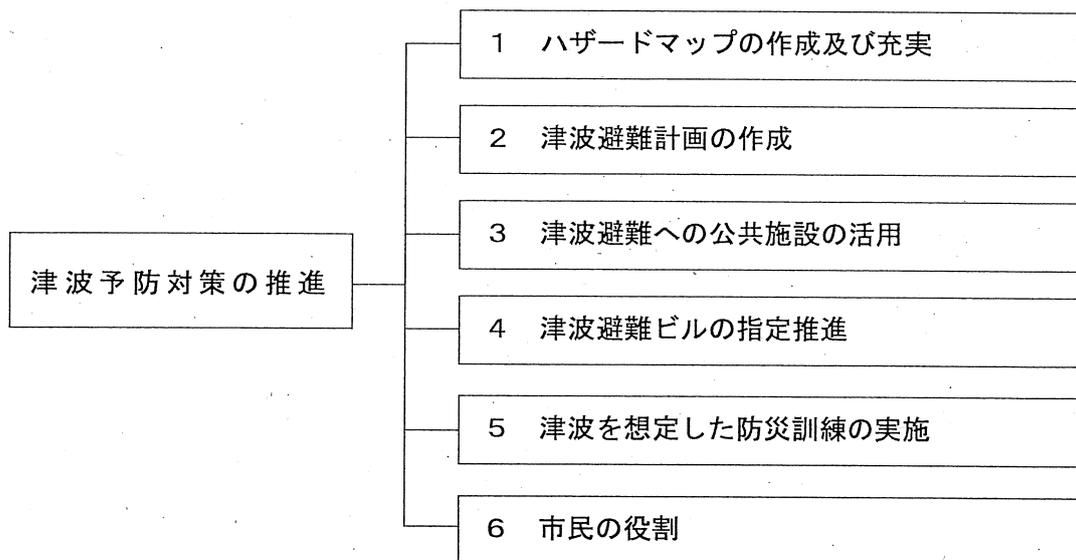
- ア 同報系防災行政無線
- イ 市ホームページ
- ウ CATV（行政チャンネルL字テロップ放送）
- エ 報道機関を通じた伝達
- オ メール・ファックス配信（防災情報配信システム、エリアメール等）
- カ 広報車による伝達
- キ 電話

#### 4 防災関係機関との情報伝達体制

市及び防災関係機関は、観測情報、災害情報等を円滑に相互提供できるよう、三重県防災情報通信ネットワークの活用等により、情報の共有化体制の整備に努めます。

### 第3節 津波予防対策の推進

- 津波による被害を未然に防止するため、津波による浸水が予測される地域等を記したハザードマップ等を作成するとともに、津波危険度の高い地域については、津波避難計画の作成を支援する等、津波避難に関する意識を啓発します。
- 津波からの被害を最小限に食い止めるため、逃げ遅れた市民等の緊急かつ一時的な避難場所として、津波避難ビルの指定を推進し、津波からの避難対策の強化を図ります。



#### 1 ハザードマップの作成及び充実

市は、三重県が示す津波浸水予測図（平成16年3月）に基づき、津波による浸水が予測される地域等を記したハザードマップ等の作成・充実を図り、市ホームページや配布等により、広く市民等に周知します。

#### 2 津波避難計画の作成

市は、津波危険度の高い地域について、地域住民との協働により、地域の津波避難計画の作成を支援し、地域の特性に応じた迅速かつ安全な避難体制づくりを進めます。

なお、地域の津波避難計画の作成に当たっては、災害時要援護者の避難支援体制に配慮した計画とします。

#### 3 津波避難への公共施設の活用

市は、津波からの市民等の避難を確保するため、沿岸部等の公共施設について、当該施設の構造や階層等を考慮の上、津波からの避難のための施設としての活用を検討します。

また、市は、津波による浸水が予測される地域等において、学校の屋上フェンスの整備及び改修、避難看板等への海拔表示等の整備に努めます。

## 4 津波避難ビルの指定推進

### (1) 津波避難ビルの指定

市は、避難が遅れた市民や救助活動に従事する者等が、津波から緊急かつ一時的に身の安全を確保することができるよう、浸水が予測される地域内の公共施設及び民間施設を対象に、津波避難ビルの指定を進めます。

なお、津波避難ビルは、原則として堅牢な中高層建築物とし、指定状況については、津波対策編資料集のとおりです。

### (2) 津波避難ビルの周知

津波避難ビルを効果的に活用し、適切な避難活動を実現するため、市は、津波避難ビルの指定施設、避難場所、その他津波避難に係る的確な行動等について、市ホームページを始め、様々な方法により市民等に周知します。

また、市は、津波避難ビルとして指定した施設に対し、津波時の緊急避難場所としての標示を行います。

## 5 津波を想定した防災訓練の実施

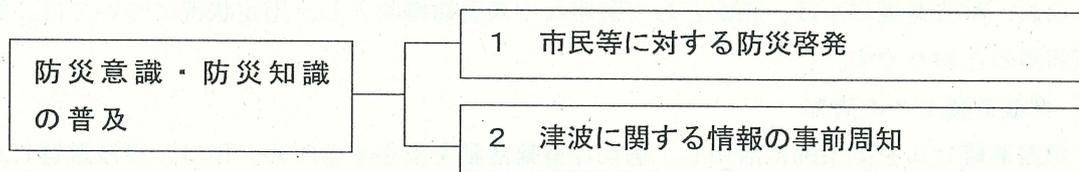
市は、「震災対策編 第2編 第2章 第2節 防災訓練の実施」に準じて、各種防災訓練を実施しますが、津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な避難行動等が行えるよう自主防災組織等の関係機関を含めた防災訓練の実施に努めます。

## 6 市民の役割

市民は、平常時から津波に関する地域の危険性を認識し、避難場所及び避難経路等を把握するとともに、市や事業所等とも連携し、津波を想定した避難訓練等の実施に努めます。

## 第4節 防災意識・防災知識の普及

- 津波被害から市民の生命を守るうえで最も重要なことは、「自分の身は自分で守る」という市民一人ひとりの防災意識であることから、津波被害の防止と軽減を図るため、津波の特徴や危険性等について市民への防災知識の普及を図ります。



### 1 市民等に対する防災啓発

市は、市民等に対し、津波災害における日頃の備えと津波発生時の的確な行動等、防災に対する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の内容の周知を図ります。

また、防災知識の普及にあたっては、特に高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

#### (1) 市民に対する内容

ア 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難すること。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手すること。

ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。

エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近付かないこと。

#### (2) 船舶に対する内容

ア 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避すること。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手すること。

ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。

エ 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近付かないこと。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うものとします。

### 2 津波に関する情報の事前周知

#### (1) 津波による浸水予測の周知

市は、津波による浸水が予測される地域について事前に把握し、これら津波災害に関する情報を

地域の災害危険度を示す防災マップ等にまとめ市民等への周知を図ります。

(2) 避難経路や避難場所の周知

市は、地域住民と協力し、地域の津波避難計画作成を支援するとともに、日頃から避難経路や避難場所の周知を図ります。

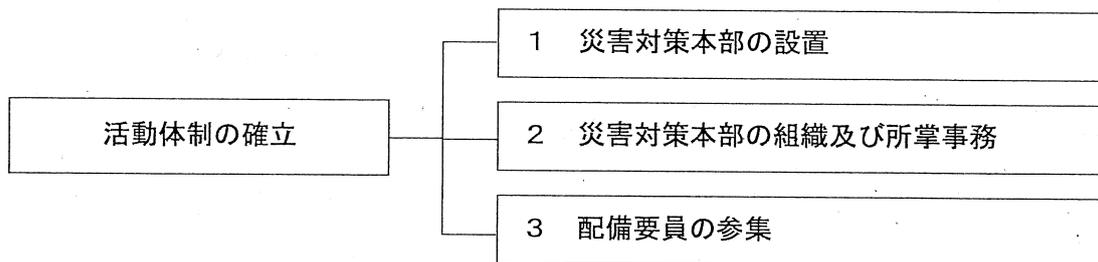
また、高齢者、障がい者等を適切に避難誘導するため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めます。

## 第4章 津波災害応急対策計画

- 東海地震、東南海・南海地震又は当該地震と想定される地震が発生したと判断した場合の被害の拡大防止措置及び被災者に対する応急措置について基本的な計画を定めます。

### 第1節 活動体制の確立

- 地震による津波発生時に的確な応急活動を実施するため、迅速な初動体制の確立を図ります。



#### 1 災害対策本部の設置

市は、東海地震、東南海・南海地震又は当該地震と想定される地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに津市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑な応急対策を実施します。

##### (1) 設置基準及び廃止基準

災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、「震災対策編 第2編 第4章 第1節 災害対策本部」に準じます。

##### (2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、「震災対策編 第2編 第4章 第1節 災害対策本部」に準じ、適切に判断します。

#### 2 災害対策本部の組織及び所掌事務

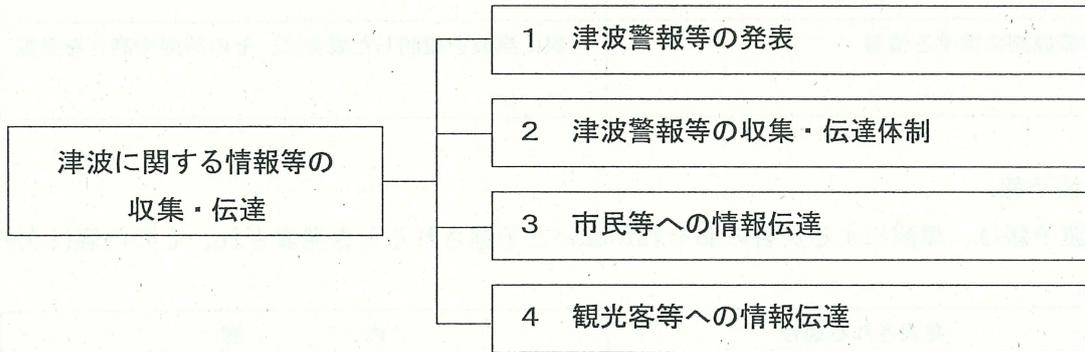
災害対策本部の組織及び所掌事務は、「震災対策編 第2編 第4章 第1節 災害対策本部」に準じます。

#### 3 配備要員の参集

災害対策本部員の参集は、「震災対策編 第3編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じます。

## 第2節 津波に関する情報等の収集・伝達

- 市は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報、注意報並びに大規模地震特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく津波に関する情報等を収集し、迅速かつ正確に市民等へ伝達します。



### 1 津波警報等の発表

津波警報・注意報等の発表は、気象庁の各機関が行い、本市には「伊勢・三河湾」を予報区として発表されます。

#### (1) 津波警報・注意報

津波警報は津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき、津波注意報は津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表され、その内容は次のとおりです。

種 類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください	3m、4m、 6m、8m、 10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください	1m、2m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください	0.5m

注1) 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨、又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表します。

注2) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は、「津波注意報解除」として速やかに通知します。

注3) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

注4) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺りすうの地の市町村の長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を受けることができなかった地の市町村の長は、津波警報を発表することができます。

## (2) 津波情報

津波情報は、津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表するものであり、その種類と内容は次のとおりです。

種 類	内 容
津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻、津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻、津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

## (3) 津波予報

津波予報は、津波による災害のおそれがないと予想される時発表され、その内容は次のとおりです。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨の発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 2 津波警報等の収集・伝達体制

### (1) 津波警報等の収集・伝達

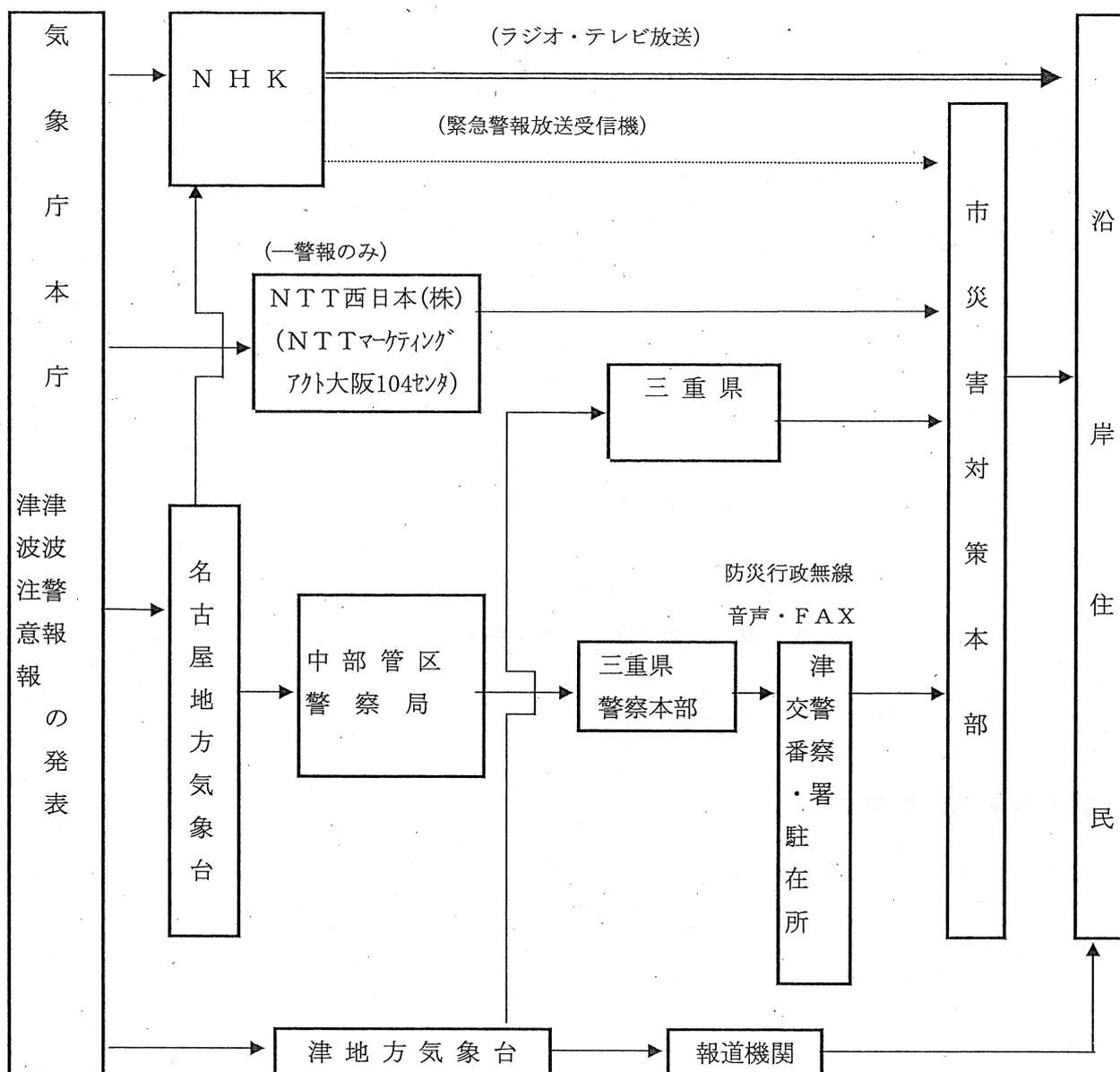
市は、防災関係機関と連携し、津波に関する情報を迅速に収集するとともに、現地へ職員を派遣する等、津波の状況及び被害の状況等の把握に努めます。

また、防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、それぞれの所掌する災害情報の収集に努め、三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ、最も有効な手段を用いて情報伝達を行います。

### (2) 津波警報等の伝達系統

津波警報等は、次の系統により伝達します。

《津波警報等伝達系統図》



(注) 船舶には、海上保安部を経由して伝達される。

### 3 市民等への情報伝達

#### (1) 市民等への周知

市は、関係機関とも連携し、津波警報や津波注意報等が発表された場合には、以下の事項について、市民等へ速やかに周知します。

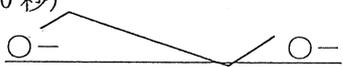
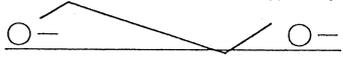
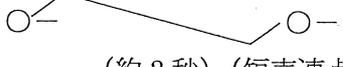
- ア 発生した地震及び津波、今後の地震及び津波に関する情報
- イ 避難勧告・指示、避難所に関する情報
- ウ その他、市民、事業所、海浜利用者等が急ぎとるべき措置に関する情報

#### (2) 広報の手段

津波警報等の市民等への広報手段は、「震災対策編 第3編 第1章 第5節 広報活動」に準じるものとしませんが、津波災害の性格上、迅速な情報伝達が求められることから、市は、同報系防災行政無線を始め、メール・ファックス配信（防災情報配信システム、エリアメール等）、CATV、

広報車、サイレン又は半鐘等、様々な手段の中から効果的な手段を用いて、速やかに市民等へ情報伝達を行います。

《津波警報等の標識》

標識の種類	標 識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点2点との斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
大津波警報標識	(連点) ●—●—●—●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)

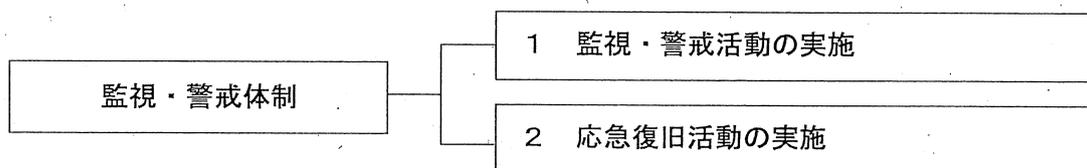
(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とします。

#### 4 観光客等への情報伝達

海水浴客、釣り客等の海岸付近にいる観光客等に対しては、同報系防災行政無線による一斉放送により周知を図るとともに、観光施設等の管理者等を通じた伝達を行います。

### 第3節 監視・警戒体制

- 津波警報が発表された場合、河川、海岸等の危険箇所等において、巡視及び警戒活動を行います。
- 水位の変動等を監視し、必要に応じて、防潮扉、水門、樋門の適正な開閉を行います。



#### 1 監視・警戒活動の実施

##### (1) 監視・警戒

市は、水防法第9条に基づき、津波警報等が発表された場合又は地震による津波災害の発生が予想される場合、直ちに河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の津波防護上重要な各種施設の巡視及び警戒にあたり、被害状況等を把握します。

また、市は、危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川及び海岸等の管理者に報告するとともに、緊急を要する場合は必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努めます。

##### (2) 防潮扉、水門、樋門等の操作

防潮扉、水門、樋門等の管理者（操作責任者）は、津波警報が発表された場合、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の適正な開閉を行います。

##### (3) 安全対策への配慮

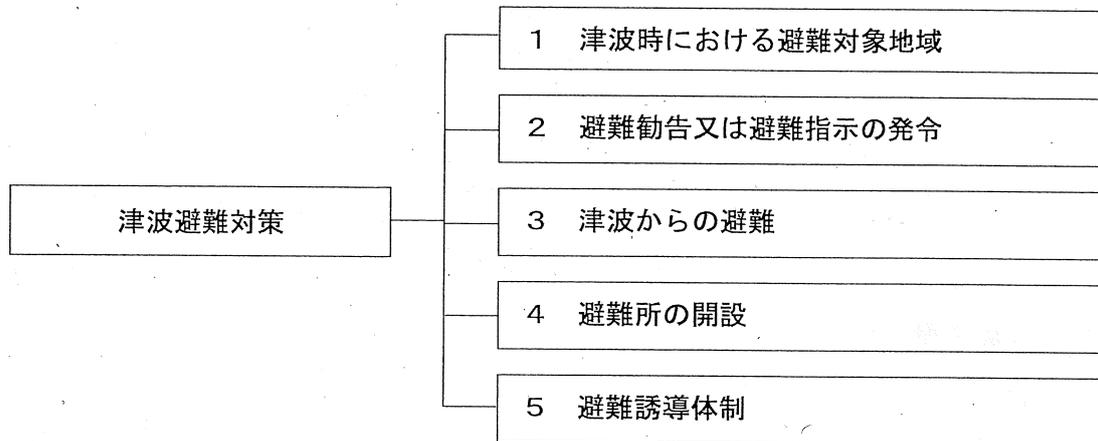
河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の巡視及び操作に当たっては、津波の状況等を踏まえ、津波が到達する前までに安全な場所へ退避する等、安全対策に配慮します。

#### 2 応急復旧活動の実施

河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに関係機関に報告するとともに、必要な応急措置を講じます。

## 第4節 津波避難対策

- 津波警報の発表及び避難勧告及び避難指示に基づく避難行動に際し、市民の混乱を回避し、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、被害の防止、軽減を図ります。



### 1 津波時における避難対象地域

津波時における避難対象地域は、津波による浸水被害の発生が予測され、避難を必要とする地域であり、平成16年3月に三重県が作成した東海地震、東南海・南海地震が同時発生（M8.7）した場合の津波浸水予測図【防潮施設等が機能しない場合（※注）】により、津波による浸水が予測されている地域（以下、「津波浸水予測地域」という。）とします。

なお、本市における津波浸水予測地域については、津波対策編資料集で示すとおりです。

※注：防潮施設等が機能しない場合とは、海岸や河川にある護岸、防潮堤、防波堤等の施設が地震により破損や機能しなくなった場合を言います。

### 2 避難勧告又は避難指示の発令

市は、津波による被害から市民の生命、身体の安全を確保するため、避難勧告又は避難指示の発令基準を作成し、これに基づく判断のもと、迅速かつ的確に避難勧告等を発令します。

ただし、市は、津波警報等の発表に先立って、津波が到達することもあることから、強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難勧告等の発令を検討します。

#### (1) 避難勧告等の発令基準

市は、次の基準を基に、避難対象地域に対し、避難勧告又は避難指示等の発令を判断します。

《津波の避難勧告等発令の基準》

避難勧告	避難指示
<ul style="list-style-type: none"> <li>・強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報（津波）が発表されたとき。</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢・三河湾予報区に津波警報（大津波）が発表されたとき。</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>

(2) 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達方法は、「震災対策編 第3編 第1章 第6節 避難対策活動」に準じるものとし、同報系防災行政無線を始め、メール・ファックス配信（防災情報配信システム、エリアメール等）、CATV、広報車などにより、速やかに市民等へ情報伝達を行います。

また、必要に応じて、報道機関への放送の要請や自主防災組織・自治会等への連絡網による伝達、警察・消防団等関係機関にも周知協力を求める等、避難勧告等の周知徹底に努めます。

警鐘信号又はサイレン信号により伝達する場合には、次の信号によるものとします。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付	1分	1分	1分
サイレン信号	●—— 5秒	●—— 5秒	●——

3 津波からの避難

東海・東南海・南海地震が同時発生した場合、本市沿岸部に津波が到達する時間は、0.5mの津波が約60分後、最大の津波が約140分後とされており、津波が到達するまでの間に、「より遠く」又は「より高い場所」へ迅速に避難することが重要です。

(1) 市民等の避難行動

津波からの避難について、避難対象地域内の市民等は、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）へ迅速に避難することを基本とします。

ただし、津波浸水予測地域内で、津波からの避難が遅れた市民、救助活動に従事する者又は災害時要援護者等が、津波浸水予測地域の外へ避難する時間的猶予がない場合等は、近くの高台、堅牢な高い建物、あるいは津波避難ビル等に一時的に緊急避難するものとします。

ア 津波注意報発表時（レベル1）

津波注意報が発表された場合、堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避するものとし、沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにするとともに、市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図るものとします。

イ 津波警報（津波）発表時

(ア) 地震の揺れを伴わない場合（遠地での地震の場合）（レベル2）

遠地での地震発生等、本市において地震の揺れを伴わない場合については、基本的に堤防等により津波をくい止めることができますが、堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避するものとし、沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにするとともに、市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図るものとしします。

(イ) 強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを伴った場合（レベル3）

本市において、強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合については、東海地震、東南海・南海地震発生の可能性があることから、避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の安全な場所へ迅速に避難するものとしします。

ウ 津波警報（大津波）発表時（レベル4）

津波警報（大津波）発表時においては、堤防等を乗り越えることも予想されることから、地震の揺れの有無に関わらず、避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の安全な場所へ迅速に避難するものとしします。

区 分		市民等の基本的な行動
津波注意報発表時 (レベル1)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避する。</li> </ul>
津波警報（津波） 発表時	地震の揺れを伴わない場合（遠地での地震の場合） (レベル2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにする。</li> <li>・市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図る。</li> </ul>
	強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを伴った場合 (レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）等へ迅速に避難する。</li> </ul>
津波警報（大津波）発表時 (レベル4)		

(2) 津波避難ビルへの一時避難

津波避難ビルへの一時避難は、原則として、津波警報が発表され避難勧告等が発令された時から津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとし、一時避難者は、津波警報の解除等、津波のおそれなくなった段階で、周辺の被害状況等も考慮し、避難所又は自宅等へ移動するものとしします。

ただし、津波避難ビルは、津波による浸水予測区域内にあることから、必ずしも安全が保障されるものでないことに留意する必要があります。

#### 4 避難所の開設

市は、「震災対策編 第3編 第1章 第6節 避難対策活動」に準じて避難所の開設を行いますが、津波による被害から市民等の安全を守るため、第一次的な措置として、原則、津波浸水予測地域外の避難所を開設するものとします。ただし、津波による浸水被害がみられない又は浸水被害が軽微な避難所については、津波浸水予測地域内であっても、周辺の状況等に応じて、避難所の開設を行います。

なお、津波浸水予測地域内にある避難所は、津波対策編資料集のとおりです。

#### 5 避難誘導体制

市は、市民等が安全かつ迅速に避難ができるよう、警察、消防及び消防団等の関係機関と連携し、避難誘導にあたります。

ただし、市及び関係機関の誘導だけでは限界があるため、地域の自主防災組織等は、災害時要援護者も含め、地域でまとまった避難の実施に努めます。

## 第5章 東南海・南海地震の時間差発生による 災害の拡大防止

- 東南海地震と南海地震が数時間から数十時間等の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、災害の拡大防止に向けた地震への対応を図ります。

### 第1節 東南海・南海地震が時間差発生する場合の対応

#### 1 市民への防災意識の啓発

市は、東南海地震と南海地震が数時間から数十時間等の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、これらの地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知し、防災意識の啓発に努めます。

#### 2 時間差発生に備えた避難の検討

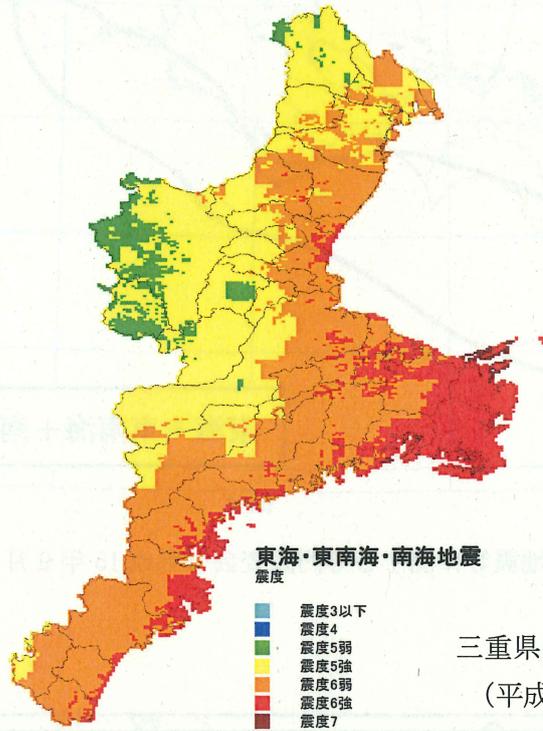
東南海地震が発生した後、連続して南海地震の発生が懸念される場合においては、市民等の安全確保のため、津波の来襲や土砂災害の発生が懸念される地域等に対し、状況に応じて避難の実施を検討します。

# 津波対策編 資料集

## 1 被害想定

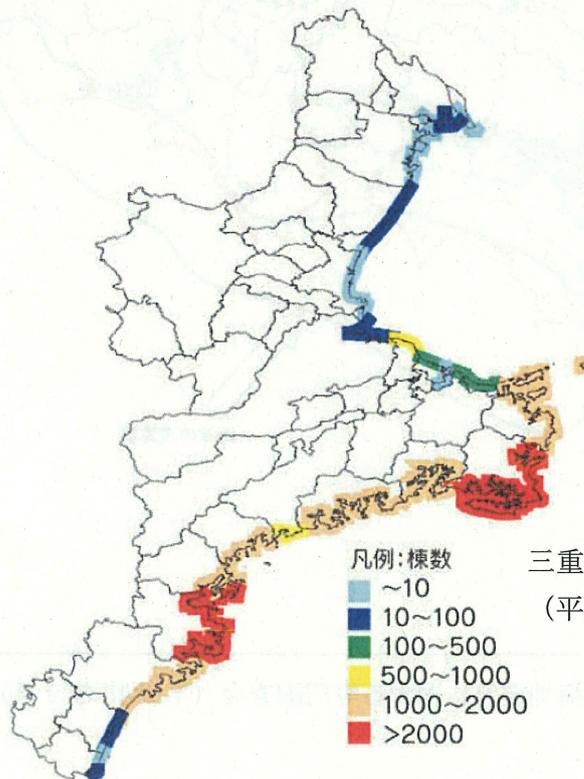
<東海・東南海・南海地震（同時発生 M8.7）>

(1) 震度分布



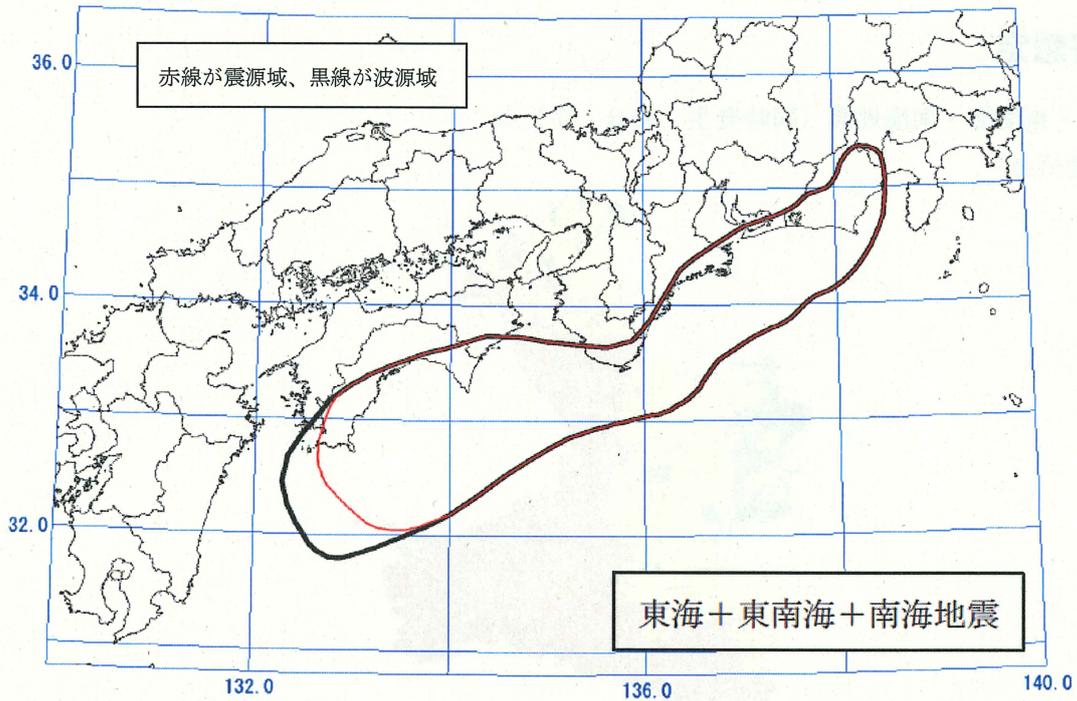
三重県地域防災計画被害想定調査報告書  
(平成17年3月) から抜粋

(2) 津波による建物被害（全壊棟数+半壊棟数）



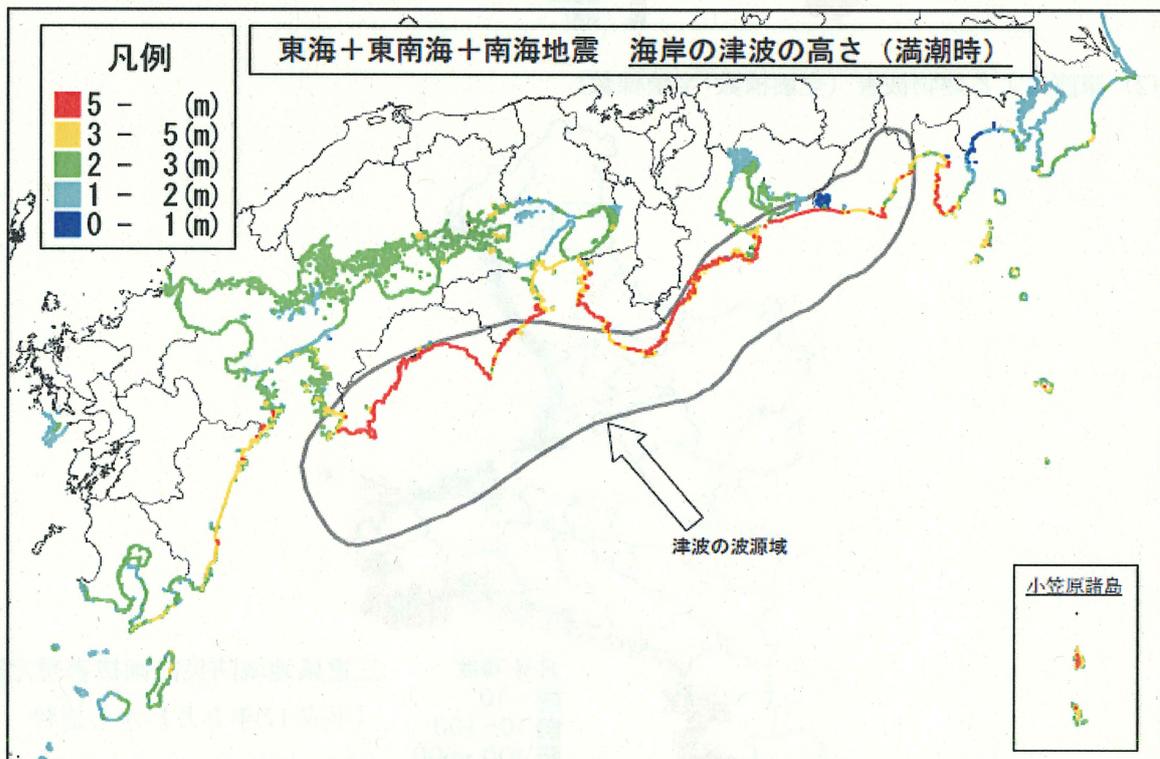
三重県地域防災計画被害想定調査報告書  
(平成17年3月) から抜粋

(3) 震源域及び波源域図



中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会（平成15年9月）」公表資料から抜粋

(4) 海岸の津波の高さ（満潮時）



中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会（平成15年9月）」公表資料から抜粋

## 2 津波避難ビル指定一覧

	施設名	所在地	避難場所	避難入口
1	第二岩崎病院	津市一身田町 387	4階	施設北側正面入口及び東側職員通用口
2	イセツビル	津市桜橋三丁目 408	4階会議室	施設北側屋外階段
3	郵便事業株式会社 津支店	津市中央 1-1	3階廊下、4階廊下、5階廊下・中庭	施設南側ゆうゆう窓口横
4	フェニックスメディカル センタービル	津市乙部 5-3	4階ホール・ロビー・食堂・多目的スペース・屋上、5階ホール・トレーニング室・スタジオ	施設北側出入口
5	CSビル	津市寿町 18-15	屋上	施設東側通路
6	津老人保健施設 アルカディア	津市乙部 11-5	5階ディルーム機能訓練室、5階屋上	施設西側正面玄関
7	パナソニック電工(株) 津工場 厚生会館	津市藤方 1668	津工場厚生会館3階	正門及び北門入口
8	Lut's(ラッツ)	津市藤方 716	屋上駐車場(最上階)	施設北側屋上駐車場出入口
9	イオン津南ショッピング センター	津市高茶屋小森町 145	屋上駐車場	施設北側及び南側屋上駐車場出入口

### 3 津波浸水予測地域内の避難所一覧

(津地域)

番号	避難所名	所在地	電話
1	三重短期大学	一身田中野 157	059-232-2341
2	北立誠小学校	江戸橋一丁目 30	059-232-3502
3	橋北中学校	桜橋二丁目 38-1	059-228-3114
4	賢崎地区防災コミュニティセンター	港町 1-23	059-222-7400
5	高洲町教育集会所	高洲町 15-30	059-225-0188
6	さくら児童館	中河原 2075	059-225-3160
7	東橋内中学校	中河原 356-2	059-228-2624
8	敬和小学校	中河原 445	059-228-6138
9	敬和公民館	寿町 21-22	059-225-2325
10	修成小学校	修成町 9-1	059-228-7131
11	三重県立津工業高等学校	半田 534	059-226-1285
12	阿漕塚記念館	柳山津興 632	059-223-4225
13	三重県立みえ夢学園高等学校	柳山津興 1239	059-226-6217
14	育生小学校	下弁財町津興 1350	059-228-6148
15	三重県立聾学校	藤方 2304-2	059-226-4774
16	藤水小学校	藤方 1627	059-228-3674
17	藤水出張所	藤方 1491-2	059-228-3673
18	雲出出張所	雲出本郷町 1388-1	059-234-3213
19	雲出小学校	雲出本郷町 1164	059-234-3216
20	雲出市民センター	雲出本郷町 1389	059-235-0390

(河芸地域)

番号	避難所	所在地	電話
1	豊津小学校	河芸町一色 1680	059-245-0128

(香良洲地域)

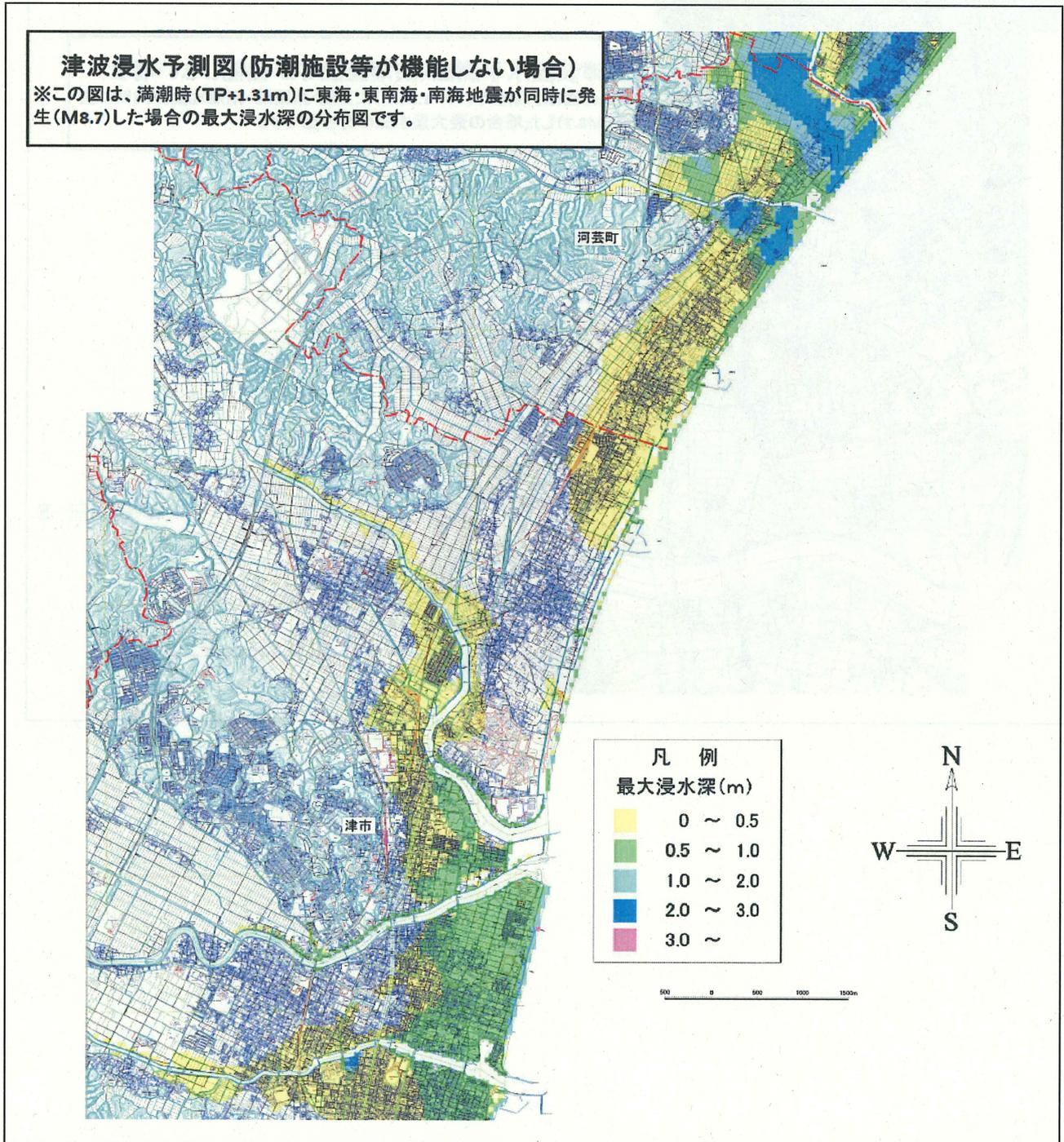
番号	避難所	所在地	電話
1	香良洲小学校	香良洲町 2190-1	059-292-3101
2	香良洲中央公民館	香良洲町 1876-1	059-292-4308
3	香良洲歴史資料館 (若桜会館) (※)	香良洲町 6320	059-292-2118
4	たるみ作業所分場まつぼっくり作業所	香良洲町 5722	059-292-4933
5	香良洲体育館 (地)	香良洲町 3952-90	059-292-2498
6	サンデルタ香良洲 (地)	香良洲町 2167	059-292-3113

(※) は風水害時に、(地) は地震時に限ります。

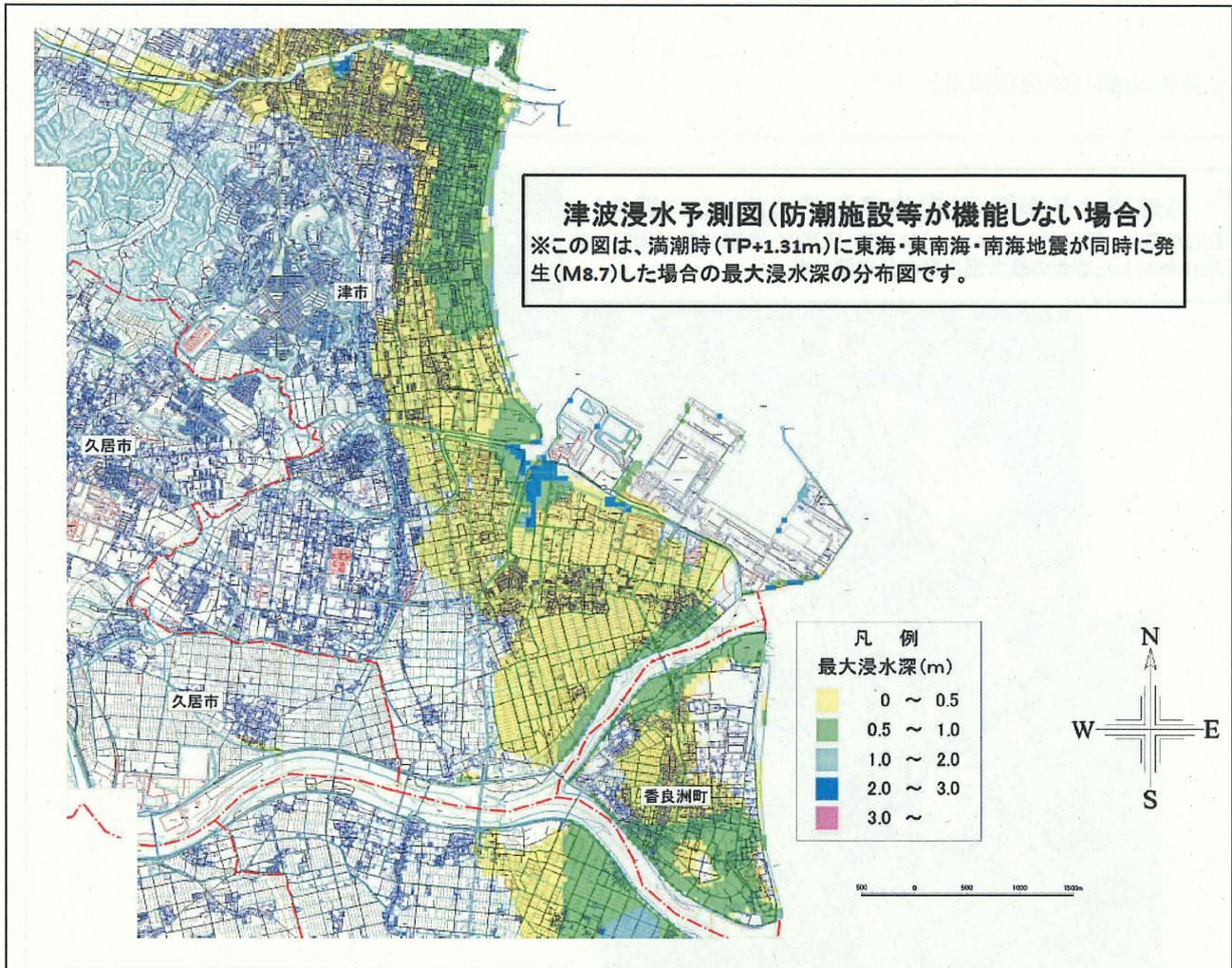
## 4 津波浸水予測図

「東海・東南海・南海地震に係る津波シミュレーション結果（平成16年3月 三重県）」から

<津市北部（岩田川以北）>



<津市南部（岩田川以南）>



※ この冊子は再生紙を使用しています。

# 津市地域防災計画

## — 津波対策編 —

(津市 危機管理部)

〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号

電話 (059) 229-3281